

横浜事件 再審裁判を 支援する会

横浜事件の真実

第四次請求の意義

◆第四次再審請求主任弁護士

佐藤 博史



▼さる5月19日、東京・神保町の岩波セミナールームで久しぶりの集会「横浜事件・再審裁判——解明すべき真実は何か？」を持ちました。2月の「免訴」判決のせいもあり、六十数名ものご参加を得ました。ここに集会での講演の概要を報告します。

▼なお横浜地裁に対しては、ここに掲載した佐藤主任弁護人の講演内容をさらに詳述した「補充書4」を提出しました。

■第三次請求と第四次請求の違いは何か

横浜事件の第三次請求（以下、第三次）と第四次請求（以下、第四次）は、同じく「横浜事件」と総称される治安維持法違反事件の再審請求である。

しかし、第三次は、元被告人5名（木村亨、平館利雄、由田浩、高木健次郎、小林英三郎）の確定判決が存在しないため、これを復元する



作業を必要としたが、第四次は確定判決が存在し、その必要がないという点で異なっている。また、それが、確定判決が存在しないという形式的理由で棄却された第一次の再審請求棄却確定後、元被告人

No.57

2006. 8. 10

〔事務局〕

〒101-0064

東京都千代田区

猿楽町1-4-8

松村ビル401

TEL03-3291-8066

FAX03-3291-8066

小野康人について単独で第二次に踏み切った理由でもあった（第二次の請求棄却確定後、同じ小野について申し立てたのが第四次である）。

しかし、第三次と第四次の違いは、それだけではない。

第三次の再審請求理由は、

① ポツダム宣言受諾に伴い治安維持法は失効したので、免訴事由があった（のに確定判決は有罪判決を下した）（以下、治安維持法の失効）、

② 有罪判決の根拠となった被告人らの自白は拷問による虚偽のものである（以下、拷問による虚偽自白）、

③ というものであるが、第四次のそれは――、

④（確定判決の有罪認定の大前提である）「泊会議」は全くの虚構である（以下、「泊会議」の虚構）、

⑤（同じく確定判決の有罪認定の大前提である）細川論文は共産主義的啓蒙論文ではない（以下、細川論文の共産主義的啓蒙論文非該当性）、

⑥ という点で異なっている。

■第三次再審開始決定と 免訴判決

そして、第三次について、横浜地方裁判所は平成15年4月15日、(ポツダム宣言受諾に伴う)治安維持法の失効を認めて(前記⑥)、再審開始を決定した(以下、地裁開始決定)。しかし、それは、治安維持法が有効であれば有罪であることを前提としたもので(実際、地裁開始決定は、有罪であるが治安維持法が失効したので、再審を開始すると明言した)、確定判決が存在しない第三次における苦肉の策とはいえず、横浜事件の真実に迫るものではなかった。

ところが、検察官の即時抗告を受けた東京高等裁判所は、平成17年3月10日、横浜地裁決定には賛同できないとしながらも、神奈川県警特高課警部らが拷問したことを認めた刑事判決に川田寿らの口述書を加味すれば、確定判決の事実認定には疑問が生ずるとして、拷問による虚偽自白を認めて(前記⑥)、再審開始の結論を維持し(以下、高裁開始決定)、検察官が

特別抗告を断念したため、第三次の再審開始が確定した。

そもそも「横浜」事件と呼ばれるのは、神奈川県特高警察によって事件化されたためであるが、その象徴として神奈川県警特高による拷問があったからという高裁開始決定は、横浜事件の真実に近づいたものということはできる。しかし、横浜事件の真実は拷問に尽きるのではない。

こうして、第三次は、もともと横浜事件の真実に迫るものではなかったが、第三次について開かれた再審公判で、横浜地方裁判所は、平成18年2月9日、元被告人5名に対し、「無罪」ではなく、「免訴」を言い渡した(以下、地裁免訴判決)。治安維持法がすでに失効している現在(念のため、その理由は、ポツダム宣言受諾によるのではない)、裁判所が下す判決は免訴しかないというのである。

これに対し、第二次弁護団は、控訴を申し立て、事件は現在東京高等裁判所に係属中であるので、地裁免訴判決の可否は、ここでは論じない。しかし、地裁免訴判決は、

再審開始決定による横浜事件の元被告人の名誉の回復を強調していたことを忘れるべきではない。

そして、第四次は、現在、同じ横浜地裁第二刑事部に係属し、同部による再審開始決定を待っているが、しかし、同部が下した免訴判決には、致命的な欠陥があった。

■第三次地裁免訴判決の 致命的欠陥

すでにみたように、第三次は、横浜事件の真実に迫るものではないが、しかし、第四次は、横浜事件の真実に迫ろうとするものである。

なぜなら、第四次の再審請求理由、すなわち、「泊会議」の虚構(前記⑦)と、細川論文の共産主義啓蒙論文非該当性(前記①)が認められることによつてはじめて、横浜事件は、拷問の有無、あるいは自白の有無に関係なく、特高警察によるフレームアップだったことが白日の下にさらされるだろうからである。

否、横浜事件の真実とは、戦時下にあつて、文字通り命がけで、わが国の進むべき道を示そうとした者らをフレームアップによつて圧殺しよ

うとした治安機構の総体、すなわち、軍部、特高警察、思想検事・思想判事ら司法官、それぞれが果たした役割の全てに光を当てることによつてはじめて浮かび上がるものだからである。

そして、地裁免訴判決は、まず、軍部が「細川論文」に目を付けたこと、そして、神奈川県警特高が、「細川論文」を「泊集合写真」と結び付け、拷問によつて「泊会議」の自白を引き出したこと、そして、元被告人らは、予審判事の示唆により、寛大な処分を期待して予審判事にも自白し、予審終結決定を経て、さらに公判廷でも自白し、執行猶予の判決を得たことを認めながら、以下の重大な事実を見落とした。

重大な事実とは何か。それは、以下の事実である。

①昭和19年12月29日の細川と相川博に対する予審終結決定には「泊会議」が犯罪事実として掲げられていた。

②昭和20年7月20日の小野に対する予審終結決定にも「泊会議」が犯罪事実として掲げられていた。

③昭和20年8月22日の西尾忠四

郎に対する予審終結決定にも「泊会議」が犯罪事実として掲げられていた。

④しかし、昭和20年8月27日の木村に対する予審終結決定には「泊会議」が犯罪事実として掲げられていなかった。

⑤そして、昭和20年9月15日、細川を除く、「泊会議」の参加者5名、すなわち、木村、平舘、小野、相川、西澤富夫、加藤政治に、懲役2年執行猶予3年の有罪判決が下されたが（これが第三次と第四次の確定判決である）、そこには「泊会議」が犯罪事実として掲げられていなかった（このうち判決が現存するのは、小野と西澤であるが、西澤は「加藤と並んで」横浜事件の再審請求の対象者ではない。なお、西尾は、昭和20年7月27日に死亡したため、有罪判決を受けていない）。

■判決の矛盾が語る 「泊会議」の虚構

つまり、昭和20年8月22日から27日の間に、「泊会議」が消失したのであるが、8月22日と27日の予審終結決定を下したのは、同じ予

審判事・石川勲蔵であった。その間に何があったのかは、想像するしかないが、石川判事が「泊会議」の虚構に気付いていたことだけは疑う余地がない。

そして、この期間をまたいだ第四次の小野については、予審終結決定には「泊会議」が掲げられながら、有罪判決では「泊会議」が消失するという明白な矛盾が現出した。そして、小野についてだけ、予審終結決定と確定判決の両方が現存している。

言うまでもなく、横浜事件で骨格となる犯罪行為とは、「泊会議」における共産党再建の運動方針の決定に基づく「細川論文の掲載」である。横浜事件において、「泊会議」と「細川論文の掲載」は不可分一体であり、「細川論文の掲載」が「泊会議」と無関係のものだったとすれば、「細川論文の掲載」が、治安維持法の目的遂行罪の構成要件に該当することはない。「細川論文の掲載」は、(拷問を用いるまでもなく)客観的な事実であり、神奈川県警特高が横浜事件で拷問を用いたのは、「細川論文の掲載」を「泊会

議」の「決定」に基づくものと自白させるためだったことは、今さら指摘するまでもない。

横浜事件の発端を作ったのは軍部であり、拷問を用いてフレームアップしようとしたのは特高である。しかし、「泊会議」の虚構に付きながら、「泊会議」の参加者に無罪の判決を下さなかったばかりか、執行猶予付きの有罪判決を下す（さらには、訴訟記録を焼却することによって事件を闇に葬ろうとしたのは、(思想検事と)思想判事という司法官であった。

地裁免訴判決は、横浜事件が、司法官によって完成させられたことを完全に見逃した。

■第四次訴訟が迫る 「横浜事件の真実」

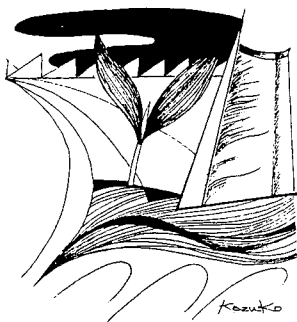
第三次が特高の行った非道に光を当てようとしたものであるとすなわち、第四次は、より陰湿で巧妙な私たちで横浜事件のフレームアップに加担した司法官僚の非道に迫ろうとするものである。

「横浜事件の真実」という言葉にふさわしいのは第四次である。

地裁免訴判決が批判されなくてはならないのは、その「主文」の故ではなく、確定判決が下された当時、すでに「泊会議」の虚構は明らかだったのであり、司法官はそれに気付きながら、横浜事件の真実を覆い隠す役割を果たしたことなのである（そして、同じ批判は、残念ながら、第三次請求そのものについても当てはまる）。

【付記】

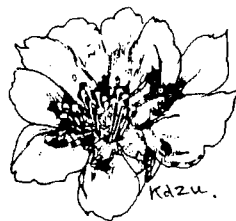
第四次は、「細川論文の共産主義的啓蒙論文非該当性」も再審請求理由にしており、この点は、細川論文ないし横浜事件の今日的意味を明らかにするものとして、別の意味で重要であるが、紙数の関係で、ここでは論じない。



横浜事件・もう一つの証言

特高の横暴の背景に 「治安維持法」

元日本評論社社長
鈴木 三男吉 (談)



私が、いまご紹介いただきました日本評論社におりました鈴木三男吉です。

◆早朝六時、自宅に特高が

横浜事件関係者と申しましても亡くなられた方々のように非常に激しい体験(拷問)を持ったということではなく、私は昭和二〇年の一番最後に検挙されたという、末席を汚した程度の経験者です。

検挙されたのは昭和二〇年四月一〇日、前年の十一月に日本評論社の美作太郎、彦坂竹男、松本正雄が検挙されて、そのとき私も、実は旧制高校のとき捕まった前科がありましたので、私のところまで来るかもしれないと思っていました。それでわりに驚かなかったのですが、鶴沼の自宅に朝六時頃、横浜の特高二名と鶴沼の警察から一名、計三名でやって来ました。

大きな風呂敷に本をたくさん持つて行っている調べる。端的な例ですが、特高は、私たちの同人誌に載った「この村も 五人戦死の 声低し」といった句を、共産主義的なものだ、われわれを共産

主義者だといって迫るわけです。

私たちが日ごろ抱いているような正直な気持ちを表しただけで、共産主義といって検挙したのです。

◆拷問の洗礼後、戸部署に

横浜事件を有名にしたのは、これは私の考えですが、なんとといっても「拷問の凄さ」これが一番の特徴だったと思います。

私自身は拷問といっても、検挙されたときに、神奈川の特高の拷問を一度は味わわせなければならぬと、服を脱がされて、竹刀をばらばらにしたもので膝を叩かれたり、体を叩かれました。まあ、儀式的な拷問だったと思います。

その後、戸部署に留置されましたが、そこにはすでに朝日新聞記者の酒井寅吉さん(当時政治部長)、もう一人は那珂孝平さんといって作家ですが、長く菊池寛の下で勉強した人で、『五月』という雑誌を出していた、それで検挙された方でした。酒井さんは小森田さんの関係者だったと思います。

◆空襲時に思想犯は一部屋

私たちが思想犯というのは、けっして同じ部屋に拘留されません。戸部署には収容する部屋が五つあったと思います。一つは女性専用で、そのほか四つ並んでいるんです。

私が拘留されたときには、酒井さんと那珂さんがいたんですが、もちろん話すこともできなかった。お互いに知り合うこともなかった。ところが空襲が始まって警報が鳴りますと、原則として留置している刑法上の普通の犯罪者は釈放されるんです。「二四時間以内に帰って来い」と言つて。正直に帰つて来ると、釈放されます。

しかし、私たちは、酒井さん、那珂さん、それに私、それぞれ手錠をかけられて、一つの部屋に閉じ込められる。これが思想犯に対する空襲時の扱いでした。

そのとき初めて酒井さん、那珂さんと知り合つたんです。酒井さんからは「神奈川の特高は凄いから、あまりがんばらない方がいいですよ」と助言を受けました。

● 集会の挨拶

■お忙しい中、集会に参集していただきありがとうございます。

第一次請求から20年が過ぎ、私も、5月16日に誕生日を迎えまして還暦60歳になってしまいました。

私が本当に、この問題と本格的にかかわるようになったのは、第二次再審請求からでした。第三次再審請求で免訴の判決が出ましたけれども、再審が開かれたことは、良かったと思います。でも根本的な解決に結びつかなかったことが残念です。

いま国会で憲法改正や共謀罪の制定、教育基本法の改正等、ますます治安維持法時代に逆戻りするような社会になりつつあるような気がします。

今後とも母の遺志を受け継いでいく決意を述べて、挨拶に替えたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(第四次請求人・小野 信一)

■一九八六年に9名の原告が横浜事件再審裁判を請求しました時はおりしも、治安維持法の再来である国家機密法が国会に上程されており、その危機感がありました。20年たった今、今度は共謀罪と名を変えて、さらに恐ろしい法律が制定されようとしています。

佐藤先生のお話にもありましたように、私たちは何としても「横浜事件そのものが事実無根の虚構である」という根本を明らかにすることが、まさに、今日的に求められていると思います。

弁護士先生方、研究者、支援会、また、ご支援くださる皆様の地道な活動のお陰で、捏造の構造はより明らかになってきていることを思いますと、20年という歳月は無駄ではなかった、とも思えます。ますますのご支援をよろしくお願ひいたします。

(第四次請求人・齋藤 信子)

それで私は、検挙された内容が『山彦』という共産主義的な同人雑誌を作っていたからだ」ということを、最初からある程度容認したわけです。したがって調べもえらい順調にいったんですけれども、本当ならばそんなものは決して共産主義なんかではない、そうではないと頑張るべきだったと思うのですが……。

◆「てめえら」呼ばわりの特高

調べというのはだいたい申告書みたいなものを書いたわけですが、私が一番気になったのは神奈川県の特高の言葉ですね。「おまえ」と言わずに「てめえ」と言う。何かという、

「てめえらの二人や三人殺したって罪はないんだ、だからいいかげん白状せよ！」

そういう言い方が常に出てくる。なぜかという、小林多喜二が、昭和八年に、同じく特高に捕まって拷問のために死んでいる。

「それをてめえら知っているだろう。てめえらも何かしでかしたらああいふふうになる」と言う。これを言わしめているのは、何かと

いうことを考えると、それは治安維持法です。

治安維持法はご承知のように大正一四年に出来まして、昭和三年の緊急勅令で最高刑を死刑にするように改定されている。そして事実、昭和八年に小林多喜二が捕まって殺された。

そんな背景があつて「てめえらに何をやっても差し支えないんだ」という言い方を特高はするわけです。

そしてさらに昭和一六年の改正で予防拘禁が出てきた。たとえ刑が満期になつても、また罪を犯すと予想されるものは、釈放しなくともいい。

こういう法律が次から次と、何の反対もなしに作られてきたということが、拘禁中の抵抗力のない人間を「一人や二人殺したってかまわないんだ」と言つてわめくような人間を生み出してしまったんだと思うんです。

治安維持法というものは、現在は共謀罪が問題になっていますが——、そういう怖ろしいものだ、私は思っています。

治安維持法とはどういう法律であったか

第四次再審請求弁護団長 大川 隆司



今日は横浜事件そのもの話ではなく治安維持法の基礎的なことをおさらいしてみたいと思います。というのも、治安維持法という法律はよく知られているようで、実はわかっていない部分もある法律ではないかと思うからです。

■植民地朝鮮で大量適用された治安維持法

治安維持法は1925年に制定され、1945年には廃止されたわずか20年しか寿命がなかった法律です。

1925年は、ご承知のように衆議院議員選挙が改定されて、普通選挙権が男だけです。納税額に関係なく導入されたその年です。この普通選挙権の導入と裏腹の形で治安体制を強化する、そういう必要を政府側が考えて制定されたものです。

治安維持法には3種類があります。1925年に制定された当初の法律と、その3年後、緊急勅令で改正された1928年のもの、それから太平洋戦争突入の年の1941年に改正されたものです。

最初の治安維持法というのは、最高刑10年で国体変革の結社、私有財産制度を否認する結社を組織したり、加入したりするものを取り締まるという法律でした。この法律が最初に日本で大規模に適用されたのが28年3月15日の3・15事件で、この時には全国で1600人が検挙されています。これ以前に国内で適用されたのは京都学連事件などがあり、検挙者は3年間で合計48人です。

ここであまり知られていないのが、植民地朝鮮では3・15以前に、実に750人ものが検挙されて

いるということです。日本国内よりもはるかに大量です。しかも、朝鮮で一番刑の重かった人は懲役10年と、上限まるまる適用されている。治安維持法の歴史を見る時、国内での適用だけしか語られないことが多いのですが、治安維持法は朝鮮独立運動に対しても適用された。このことを忘れてはいけなないと思います。

■治安維持法をめぐる判決

次に、1928年の法改正ですが、そのポイントは一つありまして、一つは最高刑を10年ではなく死刑にしたこと、もう一つは目的遂行罪の導入です。第一条を改定して、結社を組織するとか加入するということだけではなく、「情を知りて結社に加入したる者」または「結社の目的遂行のために行

為をなしたる者」、これも処罰するという目的遂行罪の導入、これが絶大な効力を発揮します。

これがいかに猛威を振るったかの例として、治安維持法について解説書を書いた三宅正太郎という人の警察研究という論文を見ますと、この目的遂行行為という条文は初めは一粒の種を落としたかのごときものであったけれども、たちまちにして根を広げ枝を伸ばして、いまや治安維持法の全面積にわたり傍若無人の有様となつていると、こう書かれています。

ちよつと理屈っぽくなりますが治安維持法というものがいかに拡大解釈されて適用されたかという例として、治安維持法をめぐる判決を見てみます。

最初はキーワード「国体」の定義です。1929年5月の大審院判決で、「万世一系の天皇君臨し統治権を総覧し給うことをもつて国体となす」とある。国体とは天皇の治世のこと、君が代のことだといわけてです。

次は、朝鮮高等法院の判決です。「朝鮮の独立を達成せむとするは、

我が帝国の領土の一部を僭窃してその統治権の内容を実質的に縮小し」とあります。つまり朝鮮をテリトリーからはずしてもらいたいというところが他ならぬ国体変革なんだ、として、朝鮮独立運動に治安維持法を適用したわけです。1930年5月の判決です。

■目的遂行罪とは

次は、同じ年の11月の大審院の判決です。目的遂行罪成立については、結社との関連性は無用であると言いつつた。

これはどういうことかということ、共産黨員でもなく共産党から指示されたわけでもないんだけど、無産者新聞を自分の一存で配った。それが治安維持法の目的遂行罪にあたるというわけです。

つまり、目的遂行罪というのは、ある行為をする人が国体変革の目的を持つているかどうかは関係ない。ただ自分の行為が結果的に究極的に共産党の利益になるということを認識していればいい。共産党という団体は国体変革を目的とした結社なんだと認識していれば、

自分の行為が国体変革につながらなくても、究極的に共産党の利益になるといふ関係がありさえすればいい。と、そこまで広げてしまつたんです。ですからたとえば歯医者さんが虫歯を治療するとき、この患者は共産黨員だということに認識した上で歯の治療をすれば、それは目的遂行罪になる。

結果的に共産主義者を利する行為であるというこの認識さえあればいい。まさに共謀罪の考え方ですね。どういう行為をしたかではなくて、お前が何を思ったかが問題である、とする考え方。

そんなわけで、すでに1931年の段階で治安維持法はほんの些細なことにも適用される法律になつていたのです。

■拡大解釈の末の龐大な検挙者数

次は、治安維持法の国内での適用状況です。1928年から敗戦の45年までの間ですが、国内で検挙された人は約7万人です。朝鮮などのものを含めると、その倍に近い数字になると思います。

公安調査庁の報告では1935

年には日本共産党は壊滅したとされていますが、その35年から後も1万人が検挙されている。

壊滅前の日本共産党の黨員はだいたい数百人といわれています。かりに千人いたとして、治安維持法違反で検挙されている人は7万人、つまり70倍にも達しているわけです。だから、法律が本来対象にしているような人だけを取り締まるのではなくて、拡大解釈の結果その何十倍、百倍近い人を検挙している。こういう法解釈のもとで、治安維持法が猛威を振るつたわけです。

ここでは、本人がどういう認識のもとに行動したかが一番のポイントになる。つまり何をやったかという行為が問題ではなくて頭の中が問題ですから、拷問をして自白さえ取れば有罪判決は確定できます。そういう関係になるわけです。

■取調べは転向をいざなう場

次にその取調べですが、まず特高警察が行う。それはもちろん拷問の場であり、転向をいざなう場です。それから思想検事の元に送

り、さらに取調べ。思想検事の方は、起訴か不起訴かを振り分ける権限がある。

なお当時は、特に重大な事件の場合には予審判事の調べを受けさせる制度がありました。予審判事といつても要するに取調官です。予審判事という肩書きの取調官の調べを受けて、この段階でも転向すれば予審免訴となります。

しかしこれでも転向しない時は公判請求となり、公判手続きの中で転向すれば執行猶予ということもありますが、転向しなければ実刑がある。そして刑務所に入つても、満期以前に仮釈放になるには転向が条件となる。満期になり釈放されても、さらに転向しなければ、新しい犯行は何もやってないが、予防拘禁所に入れる。

こういう形で、転向しなければ次から次と関門が待っている。こういうシステムが、太平洋戦争突入直前の1941年の治安維持法の改正で完成したのです。



● 会員の皆さんの声

▼残念な結果に終わりましたが、これを横浜事件とは何か問うことを広く知らせる機会にして下さい。今井清一

▼貴会のご活躍に敬意を表します。先日は会報56号をお届けいただき、有難うございました。

今回の免訴判決には皆様と同様、失望を越えた強い怒りを感じました。横浜事件につきましては、この判決を含め、2回短い感想文を書きましたので、ご参考までにお届けします。お役に立てば幸いに存じます。なお、会費は別途お送りいたしました。貴会のご奮闘を祈り上げます。

青山大学名誉教授・清水英夫

▼昨年より病気がちになり入院を繰り返していましたが、気になっていました。封の記念切手使ってください。

関ふさじ(元改造・関忠果氏夫人)

▼昨日東京地裁で「え？」という判決が出ました。「取材源秘匿の制限」我々が声を上げ続けることの大切さを改めて感じました。

高木 宏

▼ほんの些少ですが、カンパにして下さい。

北川 啓

▼介護などで忙しくしていましたが集会には伺います。 天野あぐり

▼御苦労様です。 江口十四一

▼「横浜事件の真相と再審裁判」の集会に出て、改めてこの裁判に勝って、非道極まりない弾圧事件に対する政府司法の責任を追及しなければならぬと思います。老躯の身で何も出来ないと思いますが、戦前不戦できなかった罪滅ぼしです。 吉田 尚

▼集会の案内をいただきました。大変有意義な会と存じながら、特に夜の外出を控えている私としては参加できません。会場費分をカンパいたしたく小為替を同封いたします。感銘深い会となることを願っております。

野々村 徹

▼例の判決。腹が立ち、次いで呆れ、そしてこれは先輩(?)のメンツを立てるためとしか考えられないという結論に達しました。これが日本の司法の現実と思うと、うそ寒い気がします。出版OB会の勉強会でお会いしました齋藤信子さんの顔が思いのほか

明るかったのにも勇気づけられました。

井汲頼子

▼労組の新聞に係ってしまして、再審開始を祝して紹介してみました。「毎日」に載った元警部補の記事というのは不快ですね。(紹介記事のコピーを送ってくださいました) 中西喜一郎

▼「免訴判決とは!」許すことが出来ません。無罪判決を勝ち取るまで頑張ってください。応援しています。共謀罪を作る動きも加速しています。悪法成立は阻止しなければなりません。

平光 晋

〔3月〕永田誠 今井清一 高木宏
北川啓 宮古とく子 清水英夫 本田敏幸法律事務所

〔4月〕宮本ひさ子 松岡喜美栄 天野あぐり 永田誠 大塚一男 江口十四一 吉田尚 鈴木三男吉 橋本進 野々村徹 関ふさじ

〔5月〕浅石政明 永田誠 小野新一 井汲頼子 齋藤信子 森島伸弘 伊藤千里 福田義之 今井美子 一重孝子 菅野廣子 高野哲郎 出版労連

(敬称略)

■ 事務局より

■ ニュースの発行がおそくなりまして。お詫びいたします。

■ 会員の森田敏彦さんが所属されている「全国民主主義教育研究会」の集会(5・27/渋谷)で、事務局の橋本進さんが横浜事件第三次再審裁判の免訴判決批判と第四次請求の意義を訴えました。

■ 今年度の会員更新がまだの方には振替用紙を同封させていただきました。更新のほど、どうぞよろしくお願いたします。

(金田)

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8
松村ビル401
横浜事件再審裁判を支援する会
tel/fax 03-3291-8066
(年会費) 個人:2000円、団体:5000円
●郵便振替 00130-7-150641
●銀行振込 みずほ銀行九段支店
普通預金口座1478864
横浜事件再審裁判を支援する会